

第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

2. 目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、現行計画の評価、赤磐市の現状分析、子育て世帯へのニーズ調査、事業量の推計・目標量の設定、計画書の策定、会議等の運営支援などを実施し、第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画の策定を支援することを目的とする。

なお、第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画の内容を包括するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び放課後児童対策パッケージやこども未来戦略等を踏まえた放課後児童対策を含む計画として策定するものとする。

3. 期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。ただし、国の通知や指針、赤磐市子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、詳細について変更が生じる場合がある。

①ニーズ調査実施支援

(1) 調査設定

地域の多様な子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や意向について、調査票を設定し、アンケート調査を行う。なお、調査対象区域は旧町等地域人口分布により按分し、全市域で偏りが無いようにする。

○アンケート調査の実施概要（予定）

就学前児童の保護者：1, 200票

就学児童の保護者：800票

(2) 調査項目の決定に係る提案・助言・支援等

国の基本指針や前回調査のアンケート内容を基に、当市の現状・課題・社会的動向などを踏まえ、調査票設定に係る情報提供・助言・設問案提案を行う。

(3) 調査票及び関連印刷物の企画・作成

(2)における提案及び赤磐市子ども・子育て会議等で検討された内容を反映した調査票の作成・印刷、調査票発送用封筒、返送用封筒の作成を行う。

(4) 調査方法

調査票は郵送配布、郵送回収とする。なお、調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成、調査票の発送・返信受付及びそれらに係る郵便料の負担は赤磐市が、封入・封緘作業、宛名ラベルの貼付及び回収調査票の開封は受託者が行う。

(5) 調査結果の集計・分析及び報告書の作成

アンケート調査の結果についてデータ集計・分析・グラフ化等を行う。また、必要な調査設問に関してはクロス集計を作成するとともに、自由回答の取りまとめと分析、赤磐市の指示した方法により集計した分析結果を明らかにし、報告書として取りまとめる。

ニーズ調査に関する役割分担

赤磐市	受託者
①実施方針の確定	①実施方針の協議及び確認
②調査票原案の検討及び確定	②調査票原案の作成及び補修正
③宛先データ、宛名ラベルの作成	③調査票の印刷(2種)
④調査票配布及び回収	④封筒の印刷(2種) 発送用・返信用
⑤回収調査票の管理、受託者への引渡し	⑤封入、封緘
⑥ニーズ調査結果報告書原案の検討	⑥宛名ラベルの貼付作業
⑦調査結果報告書の確定	⑦回収調査票の受領、開封
⑧集計済調査票の受取、管理	⑧調査票内容のデータ入力
	⑨自由記述回答部分の整理
	⑩単純集計及びクロス集計の実施
	⑪調査結果の分析及びグラフ化
	⑫調査結果報告書の作成及び補修正
	⑬集計済調査票の引渡し

②計画策定支援

(1) 現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果及び第2期計画への取組み評価などを整理し、子ども・子育て支援に関わる赤磐市の現状を分析し課題を抽出する。

(2) 需要量の推計・見込み量の検討、設定

アンケート調査結果及びサービス提供実績等から、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の見込み量を推計・設定する。

(3) 事業計画骨子案の策定

計画の構成、施策体系等の検討を行い、各種事業の見込み量や事業計画の方向性を反映し

た計画骨子案を取りまとめる。

(4) 事業計画素案の策定

上記の結果を反映し、第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画素案を作成する。計画素案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案に関し赤磐市が行うパブリックコメントについて、意見に対する対応等の支援を行う。

(6) 計画書及び概要版の作成

第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版を作成し納品する。(詳細は成果品へ記載。)

(7) 赤磐市子ども・子育て会議の運営支援

赤磐市子ども・子育て会議(3回程度を予定)の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関する助言や議事録の作成、計画への反映を行う。

(8) 本業務に関する全国的な情報収集・提供

子ども・子育て支援法等の関係法令や、国が策定したこども大綱との整合を図るため、その内容について把握し助言を行う。また、こども施策に関する国(厚生労働省、こども家庭庁等)からの指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容を要約し赤磐市に提供するとともに計画への反映を検討する。

(9) 法制執務相談

本業務の策定過程において、赤磐市例規に係る制定、整備、解釈その他法制執務に関する諸事項に関し、疑義が生じた際はその疑義に対する照会や相談について対応する。なお、政策に係る事項や法律相談に属する事項は含まないものとする。

(10) 打ち合わせ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、赤磐市と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容については都度受託者が書面(打ち合わせ記録簿等)に記録し、相互に確認することとする。なお、受託者は月1回以上の頻度で赤磐市を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打ち合わせを行うものとする。

5. 業務全体の流れ(案)

- ・ 契約締結
- ・ ニーズ調査準備
- ・ 第1回赤磐市子ども・子育て会議(ニーズ調査内容検討)
- ・ ニーズ調査実施、集計・分析
- ・ 計画骨子作成
- ・ 第2回赤磐市子ども・子育て会議(計画骨子からの計画素案協議)
- ・ 計画素案校正作業
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ パブリックコメントを反映した計画最終校

- ・第3回赤磐市子ども・子育て会議（計画最終案協議）
- ・校了、納品
- ・契約終了

6. 成果品等

- (1) ニーズ調査報告書：データ納品
 - (2) 計画書（A4判、100項程度、1色刷）冊子媒体100部及びデータ納品
 - (3) 計画書概要版（A3判二つ折り両面印刷、4色刷）：データ納品
 - (4) 情報提供資料：一式
- ※データ納品については、CD媒体で3部納品とする

7. 独自提案

上記仕様以外の独自提案がある場合は、企画・提案すること。

8. 個人情報の保護

- (1) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、赤磐市個人情報保護条例（平成17年赤磐市条例第9号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはいけない（資料の転写・複写・転載・閲覧および貸し出しを含む）。
- (3) 受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、業務委託完了後、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを速やかに市に引き渡すこと。なお、委託期間中であっても、市は、データ引き渡しを請求できる。

9. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、赤磐市と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- (2) 当該業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、赤磐市と協議のうえ、本業務内容を変更することができる。
- (3) 主たる業務を再委託しないこと。ただし、あらかじめ赤磐市の承諾を得た場合はこの限りではない。